

戦後から今日まで

第2次世界大戦後、障害者に関する法律が最初に制定されたのは、1949年(昭和24)の身体障害者福祉法である。これは明治維新以降、富国強兵の国策によって生じた戦争被害者を保護する法律等を基に、戦後の新たな枠組みのなかで生み出した法律である。

制定に至る経緯としては、1949年(昭和24)5月13日の衆議院で「障害者対策に関する決議」が採択されている。その決議とは「新憲法の発布によって、すべての国民は法の下に平等であり、且つ最低の生きる権利を与えられた。今なお不平等且つ最低の生活すら営むことのできない百数十万の身体障害者のあることを見逃してはならない。しかるに現実、法の運営よろしきを得ないため、よって政府は身体障害者に対する認識を新たに、完全なるその福祉法の制定を見るまでに、次の諸施策を早急に実施すべきである。①中途失明者に対する保護対策を樹立する。②婦人、老人、幼年の身体障害者に対する特殊援護施設を講ずる。③各種公共施設を身体障害者に優先的に開放する。④胸部疾患者に対する栄養食餌の補給及び特配をする。⑤重度の身体障害者に対する授産施設を増設する」など具体的に障害者施策を掲げている。この法律の制定は、戦後、海外から引き上げてきた傷痍軍人が当時の軍病院を占拠して、自らの生活を守る戦いを国に対して訴え、その当事者運動の果たした役割が背景にある。

こうした流れのもと、最初の障害者法となったのが、この身体障害者福祉法である。この法律の内容と特徴は、法の基本的性格を保護法でなく更生法としていることである。具体的には、労働年齢の障害者に対して生産労働が可能なる者には必要補装具を交付し、指導訓練を実施することによって社会復帰させることを目的としていることである。この身体障害者福祉法は、今もなお、わが国の障害者施策遂行のうえで不可欠な実定法である。

その後、1960年(昭和35)に精神薄弱者福祉法(現、知的障害者福祉法)、1970年(昭和45)にはわが国の心身障害者施策における国や地方行政の責務を明らかにするため、障害の予防・福祉施策に関する基本事項を定めた心身障害者対策基本法(現、障害者基本法)を制定している。

わが国の障害者施策は1981年(昭和56)の国際障害者年を契機として、ノーマライゼーションや自立の理念に基づく「在宅施策強化と社会参加促進」に重きを置いた施策が行われるとともに、障害者対策に関する長期計画を策定するなど障害者問題が可視化され、脚光を浴びる時代となっていく。

1995年(平成7)には「障害者プラン～ノーマライゼーション7カ年戦略」が策定され、障害者の社会への参加と平等を具現化すべく社会環境のハード面とあわせて福祉サービスの利用に向けた制度づくりへと展開し、1990年代のわが国の高齢社会化や障害者の地域移行などの政策により、「措置から利用」へと徐々に福祉サービスが切り替わっている。2003年(平成15)には障害者支援費制度、2006年(平成18)に身体、知的、精神の三障害を一元化し、地域移行を支援するものとして障害者自立支援法、2011年(平成23)に障害者基本法の改正が行

われている。2006年(平成18)に国連で採択された「障害者の権利条約」の批准に向け、障害者関連の国内法の整備、制定に向けその作業が急ピッチで進められている。

現状と課題

戦後のわが国の社会福祉政策は、第2次世界大戦で疲弊した国民生活を救済することを第一義の目標として当初展開し、それは概ね生活保護に焦点をあてたものであった。同時にその時代背景のなかで、日米経済関係を軸とした資本主義再構築による高度経済成長期の流れのなかで、社会福祉も共にその発展を遂げている。

第1次産業から第2次産業へ、そして第3次産業へと変化するわが国の産業構造も色濃く関係している。その変化に伴い都市への人口流動や核家族化など家族形態も変容し、それによる障害者施策のあり方も変革を余儀なくされている。具体的には家族ケアを中心とする戦後の障害者施策も、1963年(昭和38)に重度身体障害者更生援護施設、1964年(昭和39)には重度身体障害者授産施設が創設されるなど、家族内における労働構造と密接に関連し、施設ケアを強化する方向で展開している。

いっぽう、戦後のわが国の諸々の社会福祉政策は租税を財源とするものであり、経済成長とともに右肩上がりでも推移し、整備されてきた。しかし、1973年(昭和48)の世界的な石油ショックをきっかけとして、わが国の福祉施策は福祉切り捨て政策の「臨調行革」路線⁽¹⁾となり、大きな政府から小さな政府を目指す新自由主義の流れを受け、経済のグローバル化と競争原理による市場福祉へと現在変容している。

日本国憲法第25条で保障された国家の責任における社会保障の責務は、今では公的負担によってなされる福祉の範囲を自立できない者を対象枠として限定(選別的)している。とりわけ、財政的基盤に則った自己責任、相互扶助を強調し、受益者負担制度を大きく掲げる社会福祉へと変貌し、自己責任の原則と「互助」による国民の助け合いを第一義とするものになっている。

こうした現況にあつて、わが国の障害者施策は障害者の「自己決定権尊重」と「社会参加の促進」という視点が重視され、「脱施設化⁽²⁾」、「地域移行⁽³⁾」が展開している。

しかし、実際にはその理想と生活実態とはかけ離れたものであり、障害者の自立の実現にはまだまだほど遠いものとなっている。自己責任と相互扶助を掲げる現在の社会政策のあり方のなかで、障害者施策は今後いかにあるべきなのか。転換期を迎えるいま十分な論議が必要である。

[註]

- (1)「財政再建」と「行政の効率化」を目標に1981年に設置された政府の諮問機関「第二次臨時行政調査会」からの答申。
- (2)2002年に宮城県知事、浅野史郎氏が知的障害者施設を解体し、地域福祉に移すという知的障害者施設解体宣言を発表した。それによって施設解体論が全国的に波及した。
- (3)2002年12月に閣議決定された「障害者基本計画」において、施設から地域生活への移行の推進の方向が示された。

参考文献

三浦文夫他『戦後社会福祉の総括と21世紀への展望Ⅲ 政策と制度』ドメス出版、2002年
内閣府『障害者白書』(平成7年版)1995年